

平成28年4月19日  
株式会社 七十七銀行

クイックカードローン「77スマートネクスト」および「77モビット」  
の当座貸越契約の一部変更のお知らせ

株式会社 七十七銀行（頭取 氏家 照彦）では、クイックカードローン「77スマートネクスト」および「77モビット」の当座貸越契約の一部を、平成28年4月19日（火）より変更いたしますので、お知らせいたします。

なお、当座貸越契約の変更に伴うお客さまの手続きは不要です。

また、お取引条件に変更なくこれまでと同様にご利用いただけます。

記

変更前	変更後
<p>第1条（口座開設）</p> <p>1. 本取引は銀行本支店のうちいずれか1カ店でのみ利用できるものとします。</p> <p>2. 銀行は本取引に使用するため「77キャッシュローンカード」（以下「カード」という。）および「77カードローンご利用通帳」（当座貸越取引明細帳）（以下「通帳」という。）を発行するものとします。</p> <p>3. 借主は本取引の返済用口座として、借主名義の表記預金口座（以下「返済用預金口座」という。）を指定します。</p>	<p>第1条（契約成立と口座開設）</p> <p>1. <b>本契約は借主からの申込を銀行が承諾したときに成立するものとし、</b>本取引は銀行本支店のうちいずれか1カ店でのみ利用できるものとします。</p> <p>2. 銀行は本取引に使用するため「77キャッシュローンカード」（以下「カード」という。）および「77カードローンご利用通帳」（当座貸越取引明細帳）（以下「通帳」という。）を発行するものとします。</p> <p>3. 借主は「クイックカードローン『77スマートネクスト』申込書兼当座貸越契約書兼保証委託契約書（兼カード申込書）（以下「契約書」という。）または当座貸越口座開設後に送付する「クイックカードローン『77スマートネクスト』ご契約内容のご案内」、「77スマートネクスト」の貸越極度額『増額』のご案内」または「『77モビット』の貸越極度額『増額』のご案内」（以下総称して「契約通知書」という。）に記載の借主名義の普通預金（総合口座を含む）口座（以下「指定口座」という。）を返済用口座として指定するものとします。</p>

変更前	変更後
<p>第2条（取引の方法）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本取引は、カードおよび現金自動支払機（現金自動預入・払出兼用機を含む。以下「自動機」という。）を使用する当座貸越とします。</li> <li>2. 前項に定めるほか、銀行本支店においては、自動機の使用にかえ、銀行所定の当座貸越支払請求書に氏名、金額を記入し、届け出の印章を捺印し、通帳とともに窓口へ提出することにより、本取引をすることもできます。</li> <li>3. 前項の当座貸越の手續に加え、当該当座貸越を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、銀行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは当座貸越は行いません。</li> <li>4. 本取引では、小切手、手形の振出しあるいは引受け、または公共料金等の自動支払は行えません。</li> <li>5. カードおよび自動機の取扱いについては銀行所定の「77キャッシュローンカード規定」によるものとします。</li> </ol>	<p>第2条（取引の方法）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本取引は、カードおよび現金自動支払機（現金自動預入・払出兼用機を含む。以下「自動機」という。）を使用する当座貸越とします。</li> <li>2. 前項に定めるほか、銀行本支店においては、自動機の使用にかえ、銀行所定の当座貸越支払請求書に氏名、金額を記入し、届け出の印章を捺印し、通帳とともに窓口へ提出することにより、本取引をすることもできます。</li> <li>3. 前項の当座貸越の手續に加え、当該当座貸越を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、銀行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは当座貸越は行いません。</li> <li>4. 本取引では、小切手、手形の振出しあるいは引受け、または公共料金等の自動支払は行えません。</li> <li>5. カードおよび自動機の取扱いについては銀行所定の「77キャッシュローンカード規定」によるものとします。</li> <li>6. 前4項にかかわらず銀行が認めた場合に限り、借主は銀行の所定の手續を行ったうえで、第1条3項に記載の借主名義の指定口座に当座貸越の代わり金を入金する方法により、当座貸越の借入ができるものとします。この場合、銀行は、当座貸越口座から第3条に定める貸越極度額の範囲内で当座貸越を行い、指定口座に入金するものとします。</li> </ol>
<p>第3条（貸越極度額）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本取引により借主が銀行から貸越を受けることができる極度額は借主が申込んだ極度額の範囲内で審査のうえ決定した表記の極度額とします。</li> <li>2. 前項の極度額を超えて銀行が貸越をした場合にも、本契約が適用されるものとします。</li> </ol>	<p>第3条（貸越極度額）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本取引により借主が銀行から貸越を受けることができる極度額は銀行および保証会社が審査のうえ決定します。</li> <li>2. 本取引により銀行から貸越を受ける極度額は、契約書または契約通知書に記載の極度額とします。</li> <li>3. 貸越極度額の決定については、銀行本取引の利用状況その他の事情を勘案して、銀行所定の方法により増額することができるものとします。ただし、増額について、借主から希望しない申し出があった場合は、この限りではありません。</li> <li>4. 前項の極度額を超えて銀行が貸越をした場合にも、本契約が適用されるものとします。</li> </ol>

以上